

温室効果ガス排出削減等指針の見直しに向けたファクト（案）への Call for evidence（根拠に基づく情報提供の照会）について

1. 情報提供の対象・内容

温室効果ガス排出削減等指針の見直しに向けたファクト（案）に対して、国民各位、専門家、事業者、NGO等から、特に以下の観点から根拠に基づく情報提供を照会します。

- | | |
|----------|---|
| 1 | 【1.事業活動】①基本姿勢について
✓ 各ステップに掲載されている具体的な取組内容や参考となる情報源について、追加・見直すべきものはあるか 等 |
| 2 | 【1.事業活動】②対策リスト案について
✓ 掲載されている対策リストについて、追加・見直し・削除すべき対策はあるか
✓ 効率水準について、掲載されている水準以上のものが市場にあるか
✓ コスト水準について、掲載されている水準が市場における水準と乖離していないか
✓ 掲載されている対策のうち、効率水準のない対策について、参照できる水準はあるか
✓ 掲載されている対策のうち、コスト水準のない対策について、参照できる水準はあるか 等 |
| 3 | 【2.日常生活】①一般的措置について
✓ 掲載されている一般的措置について、追加・見直すべきものはあるか
✓ 消費者に開示すべき情報リストについて、追加・見直し・削除すべきものはあるか 等 |
| 4 | 【2.日常生活】②具体的措置について
✓ 各カテゴリに掲載されている対策リストについて、追加・見直し・削除すべき対策はあるか |
| 5 | その他、お気づきの点があればご記載下さい |

2. 情報提供の受付期間

令和3年12月24日（金）～令和4年1月28日（金）

3. 情報提供の提出方法

以下の「指針の見直しに向けたファクト（案）へのCall for evidence（根拠に基づく情報提供の照会）」入力フォーム（質問票）から提出してください。

<https://www.mri.co.jp/ghg-guideline-fact/>

※ クリックすると本業務（令和3年度温室効果ガス排出抑制等指針案策定調査委託業務）の委託先である（株）三菱総合研究所のサイトへ移動します。

4. 注意事項

- 御意見については、氏名、住所、電話番号等個人情報に関する事項を除き、全て公開される可能性があることをあらかじめ御了承願います。
- ただし、御意見の記載内容に個人に関する情報、特定の個人が識別しうる記述がある場合又は法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に該当箇所を伏せる等の配慮をいたします。

- ・ 御意見には、可能な限り根拠を付してください。
 - ・ 技術的な確認や精査のため、後日事務局から連絡させていただく場合があります。
 - ・ 御意見につきましては、「温室効果ガス排出削減等指針の見直しに向けたファクト」作成に向けた参考とさせていただきます。
- 締切日までに到着しなかったもの及び下記に該当する内容については無効といたします。
- ・ 個人や特定の団体を誹謗中傷するような内容
 - ・ 個人や特定の団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
 - ・ 個人や特定の団体の著作権を侵害する内容
 - ・ 法律に反する意見、公序良俗に反する行為および犯罪的な行為に結び付く内容
 - ・ 営利活動等営利を目的とした内容

以上